

6 事務日程表

(日付については、市の選挙を前提としている。)

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考
	告示前日の適当日	1 寄附等の禁止期間及び直接請求のための署名収集の禁止期間の周知	委員会	法199の2・199の5 特例法6 特例令2 自治法74・75・76・80・81 自治法86 自治令92 自治令100・110・116・121 地教法8 地教令3 合併法4・5 合併令2		
		2 選挙執行事由発生に関する調を県委員会に報告	委員会	法120		○任期満了の日前60日まで ○事由が生じた日から3日以内
		3 選挙管理委員会の開催 (1) 選挙期日の決定(4月23日) (2) 選挙期日を告示すべき日(4月16日)の決定	委員会	特例法1・2・3 特例法2・3		選挙期日及び選挙期日を告示すべき日は、特例法により定められている。
		(3) 開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の決定		法79		
		(4) 投票所(共通投票所)・期日前投票所を設ける場所の決定		法39・41の2・48の2		
		(5) 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付場所の決定		令50		
	(6) 選挙会の場所及び日時の決定		法77・78			
	(7) 選挙長及び同職務代理人、投票管理者及び同職務代理人並びに投票立会人の選任(承諾の依頼)		法75・79・37・38・48の2 法123		○人選について法38、48の2、135に注意 ○当日・期日前とも要	
	(8) 投票用紙の様式並びに投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の決定		令80・24・106 法45 規則5・8・10・10の5			
	(9) 同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序の決定(必要と認める場合のみ)		法122		逐条1043頁(昭34. 3. 9通知)	
	(10) 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定(選挙人名簿登録日以後)		法194・196 令127			
	(11) 実費弁償及び報酬の額の決定		法197の2 令129			
	(12) 氏名等掲示掲載順序のくじを行うべき場所及び日時の決定		法175			
	(13) 選挙に関する啓発、周知計画の決定		法6			
		4 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。)の投票用紙及び投票用封筒の請求受付	委員長	令50・59の4 特例郵便法3 特例郵便令1		○令50条2項の場合は、選挙の期日の告示日の翌日から請求可
		5 選挙管理関係用品及び候補者に交付する物件の調製と検収	委員会		規則 事務規程 運動規程 市の規程	○候補者に交付する物件、証明書、投票用紙、不在者投票用封筒等及び投票箱、投票記載台等について十分点検
		6 立候補予定者に対する説明会	委員会			○投票区に分設(法17)は選挙人名簿登録日前 ○投票所の開閉時刻の決定と変更した場合には、その旨の告示及び投票管理者に通知(法40・48の2)

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考	
	告示前日の適当な日	7 法務局及び郵便局に選挙期日、選挙長の住所、氏名等を連絡	委員会				
		8 ポスター掲示場の設置場所の告示	委員会	法144の2	運規11の2		
		9 選挙人名簿の選挙時登録（4月15日）（基準日4月15日。ただし、年齢については4月23日）	委員会	法22③ 特例令1		○規則別記第1号様式 備考 1 表示及び表示の消除の記載 2 記載の修正及び訂正 3 抹消の記載 4 船員の選挙人名簿登録証明書交付の記載 5 郵便等投票証明書交付の記載	
		10 登録日後の選挙人名簿の補正登録、抹消及び訂正等の整理点検	委員会	法26・27・28 令16（17）			
		11 不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒の郵便等による発送開始（市委員会の定める日）	委員長	法49・令53・59の4・59の5の4 特例郵便法3 特例郵便令1			
		12 立候補受付準備	委員会 選挙長				
		13 期日前投票に関する準備 不在者投票に関する準備（人的措置及び投票を記載する場所の設備等）	委員会 投票管理者 不在者投票管理者	令32・33・56			
		14 個人演説会の施設の設備の程度その他使用に関するための公表及び候補者が納付すべき費用の額の公表（市委員会の承認）	施設管理者	法161 令119・121			
		15 選挙会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時の決定	選挙長	法76・62	事務規程25・30		
		16 期日前投票事務従事者の任命、事務の分担、取扱手続の決定及び関係法令等の周知	委員会				
4月16日		（告示日）	（選挙期日の告示日における各種告示）				
			1 選挙期日の告示	委員会	特例法1・2		
			2 選挙長及び同職務代理者の選任告示	委員会	法75・79・123 令80・81		
			3 投票管理者及び同職務代理者の選任告示と通知	委員会	法37 令24・25	事務規程12	○当日・期日前とも要
			4 期日前投票所の告示及び投票管理者に通知	委員会	法39・41・48の2	事務規程17	
			5 投票所（共通投票所）・期日前投票所の開閉時刻変更の場合はその旨の告示及び投票管理者に通知	委員会	法40・41の2・48の2	事務規程16	
	7 6 投票用紙の様式の告示		委員会	法45	規則5		
	7 投票用紙、不在者投票用封筒、郵便等による不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印の告示		委員会		規則5・8・10 10の5・10の5の4		
	8 不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所の告示	委員会	令50		○投票記載の場所の設備に留意		

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考
4 月 16 日	(告 示 日) 7	9 同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序の告示並びに投票管理者及び選挙長への通知	委員会	法122		
		10 開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示	委員会	法79		
		11 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	委員会	法194・196 令127		○人数割額、固定額に注意
		12 実費弁償及び報酬の額を定める告示	委員会	法197の2 令129		
		13 氏名等掲示掲載順序のくじを行うべき場所及び日時時の告示（予め）	委員会	法175	運動規程46 運動規程別記第20号様式の2告示例	○運動規程が適用
		14 ポスター掲示場にポスターを掲示することができる期日の告示（予め） (候補者届出)	委員会	法144の2		
		15 立候補届出受付開始	選挙長	法86の4・86の8・87・270 特例法5 令89 規則13	規則12の7	○法259の2 長の任期の起算の特例規定に注意
		16 立候補届出期限	選挙長	法86の4		
		17 選挙立会人届出受付開始	選挙長	法76・62・123 令82・69	規則11	
		18 選挙会の選挙立会人のくじを行うべき場所及び日時時の告示（予め）	選挙長	法76・62	事務規程30・25	
		19 選挙会の場所及び日時時の告示（予め）	委員会	法77・78		
		20 通称認定書の交付 (令第89条第5項において準用する令第88条第8項の認定をした場合)	選挙長	令88・89	規則12の8	
		21 選挙事務所設置（異動）届出受付開始	委員会	法130 令108		運動規程2の2参照
		22 出納責任者選任（異動、職務代行者）届出受付開始	委員会	法180・182・183		運動規程50の7参照
		23 報酬を支給する選挙運動のために使用する者の届出受付開始 (選挙運動、交付物件等に関する事項)	委員会	法197の2 令129		
		24 選挙運動用自動車（船舶）及び拡声機表示板の交付	委員会	法141		運動規程6・7・8・9参照
		25 街頭演説用標旗の交付	委員会	法164の5		運動規程34・36参照
		26 乗車（船）用腕章及び街頭演説用の腕章の交付	委員会	法141の2・164の7		運動規程35・36参照
		27 選挙運動用ビラ証紙の交付	委員会	法142		

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考
4 月 16 日	(告 示 日) 7	28 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票の交付	選挙長	法142 郵便規則2・3・8 郵便公告	郵便規則 付録様式1・3	
		29 新聞広告掲載証明書の交付 (個人演説会に関する事項)	選挙長	法149		運動規程13参照
		30 個人演説会の施設の使用予定表の受理(最新のものを常に確認のこと。)	委員会	令118		
		31 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始(開催不能の場合の通知)	委員会	法163 令112・113・114	令112① 運動規程31	○運動規程が適用
		32 個人演説会の施設の管理者に対する通知(その都度)	委員会	令115・124		
		33 個人演説会開催の可否に関する管理者の通知(その都度) (ポスター掲示場に関する事項)	施設管理者	令116・117・120		
		34 ポスター掲示場ポスター掲示開始 (候補者通知等に関する事項)	候補者	法144の2・129		
		35 立候補(異動)、届出却下、同辞退(法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。)、死亡の告示及び市委員会への報告並びに候補者の住所地の市区町村長及び市区町村委員会への通知	選挙長	法86の4 令92	事務規程33 法86の4(告示例) 令92(通知例) 法86の4(報告例)	
		36 立候補(異動)、届出却下、同辞退(法91Ⅱ、法103Ⅳ該当を含む。)、又は死亡の通知を受けた場合は直ちに投票管理者及び開票管理者に通知	委員会	令92	事務規程33 令92(通知例)	
		37 候補者が死亡したことを知った場合は、直ちに選挙長に通知	住所地 市町長	令92		
		38 候補者につき法第11条第3項の通知を受けた場合は直ちに選挙長に通知 (氏名等掲示に関する事項)	住所地 市町委員会	令92		
		39 投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行(午後5時以降)	委員会	法175		
		40 期日前投票所、不在者投票所(市選管委員長が管理するもの)の氏名等掲示の準備 (選挙啓発に関する事項)	委員会	法175	運動規程45	
		41 選挙に対する関心を高める運動展開 (選挙人名簿に関する事項)	委員会 推進協議会	法6		
42 選挙人名簿又はその抄本の閲覧中止	委員会	法28の2・28の3				

月日	選挙期前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考
4 月 16 日	(告 日) 7	43 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために選挙人から閲覧の申出があった場合の閲覧(4月16日のみ)	委員会	法28の2 特例令1		
		44 期日前投票所の投票立会人を選じた場合の本人及び投票管理者への通知	委員会	法48の2・38 令27・49の7	事務規程14	
		45 (投票を行わないこととなった旨の告示、通知及び報告)	選挙長	法100・127	事務規程35	
		46 投票所入場券の交付(告示の日以後できるだけ速やかに)	委員会	令31		
4 月 17 日	6	1 選挙人名簿の抄本の投票管理者への送付期限(期日前投票所を開く時刻までに) (期日前・不在者投票開始)	委員会	令49の7・28		
		2 不在者投票(郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を除く。)の投票用紙及び投票用封筒の交付開始(郵便等による発送を除く。)	委員長	法49 令50~54・59の5の4・98 規則17(指定港)	規則10・10の5 10の5の4	
		3 不在者投票開始	不在者投票管理者	法48の2・49 令55~58・59の5・59の5の4		
		4 期日前投票開始	投票管理者	法48の2		
		5 期日前投票所、不在者投票所(市選管委員長が管理するもの)に氏名等の掲示開始	委員会	法175	運動規程45	
		6 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知	投票管理者	法38②・48の2	事務規程14	
		7 投票箱に何も入っていないことの確認	投票管理者	令34・49の7		
		8 投票開始	投票管理者	法6章		
		9 期日前投票所の投票録の作成(各日)	投票管理者	令49の10		
		10 投票箱閉鎖後のかぎ封印(各日)	投票管理者 投票立会人	令49の7・43		
		11 候補者の被選挙権等の調査	選挙長		事務規程32	
4 月 18 日	5	1 公営施設使用個人演説会開始	候補者	法161・163 令112~125		
		2 投票所(共通投票所)の告示期限	委員会	法39・41・41の2	事務規程17	
4月 19日	4	1 郵便による不在者投票及び特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	委員長	法49 令59の4 特例郵便法3 特例郵便令1		
4 月 20 日	3	1 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	委員長	法49 令59の5の4		
		2 選挙立会人届出期限(くじを行うこととなった場合はその旨通知)	選挙長	法76・62 令82		

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考
4月20日	3	3 選挙立会人の届出があった者が3人に達しない時の選任及び通知	選挙長	法76・62	事務規程30	
		4 選挙立会人が定まった場合の本人への通知	選挙長		事務規程30	
		5 投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限	委員会	法38 令27	事務規程14	
		6 投票及び選挙会事務従事者の任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知	委員会			
		7 補充立候補届出（辞退）期限	選挙長	法86の4		
		8 投票所（共通投票所）内の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行（補充立候補があった場合）（午後5時以降）	委員会	法41の2・175		
4月21日	2	1 選挙立会人のくじ執行（10人を超えるとき、同一政党3人以上のとき）	選挙長	法76		
4月22日	1	1 期日前投票、不在者投票最終日				
		2 選挙運動最終日	候補者	法129・143⑤⑥		
		3 投票所（共通投票所）の設備その他の準備	委員会	令32・33・48の3	規則6	
		4 投票所（共通投票所）内の氏名等の掲示準備	委員会	法41の2・175 運動規程11章		
		5 選挙会場の設備その他の準備	委員会	法77	事務規程31 ①（設備） ②（標札の掲示）	
		6 選挙事務所設置状況調査	委員会	法132		
		7 期日前投票所の投票箱、投票録、選挙人名簿の抄本を選管に送致	投票管理者	法55・48の2		
4月23日	投票日	1 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限 指定投票区を指定した場合には、当該指定投票区に係る指定関係投票区等の区域に係る選挙人名簿又はその抄本の指定投票区の投票管理者への送付期限（いずれも投票所を開く時刻までに）	委員会	令28・48の3		○投票用紙その他必要物件を投票管理者に送致
		2 投票所（共通投票所）内に氏名等掲示	委員会	法41の2・175	運動規程45	○棄権防止の啓発活動に留意
		3 投票所（共通投票所）を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令	委員会	法41の2・132・134		
		4 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知	投票管理者	法38②	事務規程14	
		5 投票箱に何も入っていないことの確認	投票管理者	令34		

月日	選挙期日前後	選挙管理委員会等の行う事務	執行者	関係法令	告示等様式例	備考		
4 月 23 日	票 日	6 投票開始	投票管理者	法6章				
		7 不在者投票（郵便等による不在者投票及び特例郵便等投票を含む。）、不在者投票証明書及び同調書を投票管理者（投票をした選挙人が属する投票区が指定関係投票区等であるときは、指定投票区の投票管理者）に送致完了	委員長	令60・61 特例郵便令2		規則14	○不在者投票は速やかに投票管理者に送致（令60）	
		8 不在者投票の受理不受理等の決定	投票管理者	令63				
		9 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに選挙長に送致	投票管理者 投票立会人	法54・55				
		10 期日前投票所の投票箱等（封印をしたかぎを含む）を選挙長に送致	委員会	法55・48の2 令49の10				
		11 選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知	選挙長	法76・62		事務規程30		
		12 選挙会開催	選挙長	法8章				
		13 仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票の受理不受理の決定	選挙長	法66 令71				
		14 選挙録を作成し、関係書類とともに委員会に送付	選挙長	法79・83・123 令85		規則14		
		15 当選人の住所、氏名等を委員会に報告	選挙長	法101の3				
		16 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示し、併せて県委員会に速報	委員会	法101の3				
		17 当選証書の付与及び県委員会に報告	委員会	法103・104・105・108		規則15	○当選証書付与報告	
		18 （当選人がない旨の報告及び告示）	選挙長 委員会	法106・108				
		4月 29日	6	1 選挙人名簿又はその抄本の閲覧開始	委員会	法28の2・28の3		
		5月 8日	15	1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限	出納責任者	法189・197・270	規則23	
		5 月 9 日	16	1 選挙の効力に関する異議申出期限	候補者等	法202		○14日目が祝日、日曜日その他の休日に当たるときは、休日の翌日までとなるので、16日目が異議申出期限 ○選挙の効力は、選挙の期日の翌日を第1日として起算
				2 当選の効力に関する異議申出期限	候補者等	法206		○当選の効力は、当選人決定の告示の日の翌日を第1日として起算
		5月 10日	17	1 選挙及び当選の効力が確定した場合、供託物返還手続開始	選挙長	令93	事務規程36	○選挙及び当選の効力が確定する日の翌日
		1 選挙運動費用の収支報告書の要旨の公表	委員会	法192 規則24				